

第四節 随意契約

（随意契約によることができる額）

第百十五条 令第百六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

契約の種類	額
一 工事又は製造の請負	二百五十万円
二 財産の買入れ	百六十万円
三 物件の借入れ	八十万円
四 財産の売払い	五十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	百万円

追加〔昭和五七年規則六五号〕、一部改正〔昭和六〇年規則六〇号・平成一七年八六号〕

（手続）

第百十五条の二 令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する規則で定める手続は、次項から第五項までに定めるところによる。

- 2 契約担当者は、あらかじめ、令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する契約の発注の見通しを公表しなければならない。
- 3 契約担当者は、令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する契約を締結しようとするときは、少なくとも十日前に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日まで短縮することができる。
  - 一 契約の内容
  - 二 契約の相手方の決定方法
  - 三 契約の相手方の選定基準
  - 四 契約の申込方法
  - 五 その他必要と認める事項
- 4 契約担当者は、令第百六十七条の二第一項第三号及び第四号に規定する契約を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
  - 一 契約の内容
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 三 契約の相手方を決定した日
  - 四 契約の相手方の氏名及び住所
  - 五 契約の相手方を選定した理由
  - 六 その他必要な事項
- 5 前三項の公表は、次の各号に掲げる方法のうち一以上の方法により行うものとする。
  - 一 公衆の見やすい場所に掲示する方法
  - 二 インターネットを利用して閲覧に供する方法追加〔平成一七年規則八六号〕、一部改正〔平成一八年規則六四号・一一七号・一九年六四号〕

（相手方）

第百十六条 契約担当者は、随意契約によろうとするとき（前条第二項に規定する契約をしようとするときを除く。）は、第百五条第一項又は第百十二条の規定による審査の結果を考慮して、契約の相手方を決定しなければならない。

追加〔平成七年規則一〇二号〕、一部改正〔平成一七年規則八六号・二八年四九号〕

（見積書）

第百十六条の二 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として二人以上の者（当該契約の予定価格が十万円未満であるときは、一人又は二人以上とする。）から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便葉書その他法令等によつて価格の定められている物品を購入するとき、又は契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見

積書を徴さないことができる。

2 見積者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

追加〔平成七年規則一〇二号〕

(予定価格等)

第百十七条 第九条、第十條及び第十一條の規定は、随意契約の場合に準用する。この場合において、工事又は製造の請負、物件の売買、修繕等の契約で次の各号のいずれかに該当するときは、第九條の予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

一 予定価格が百万円を超えないとき。

二 国又は公法人若しくは公益法人と契約をするとき。

三 第十六條の二第一項ただし書の規定により見積書を徴さないことができる契約をするとき。

全部改正〔昭和四三年規則七六号〕、一部改正〔昭和四八年規則二五号・五三年二四号・五八年三〇号・六〇年六〇号・六二年三三号・平成二年二四号・六年二五号・七年一〇二号・一六年一三六号〕